（指定金融機関の行う事業再編促進業務に関する経過措置）

第五条　改正法附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧産競法第四十一条に規定する指定金融機関の行う事業再編促進業務については、旧産競法施行規則第三十二条から第四十条までの規定は、この命令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産競法施行規則第三十二条から第三十九条までの規定中「法」とあるのは「旧産競法」と、旧産競法施行規則第四十条中「令」とあるのは「産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第百九十九号）第十一条の規定により同令の効力を有するものとされた同令第一条の規定による改正前の産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）」とする。

様式第一（第５条関係）

新たな規制の特例措置の整備に係る要望書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

産業競争力強化法第６条第１項の規定に基づき、新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施したいので、別添の書類を添えて、下記のとおり新たな規制の特例措置の整備を求めます。

記

１．新事業活動の目標
２．新事業活動の内容
３．新事業活動の実施時期
４．新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の条項
５．新事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
６．その他

（備考）

１．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．新事業活動の目標
⑴　新事業活動に係る事業の目標（新事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
⑵　新たな規制の特例措置を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
２．新事業活動の内容
⑴　新事業活動に係る事業の実施内容を記載する。
⑵　新事業活動を行う場所の住所を記載する。
３．新事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
⑴　整備を求める規制の特例措置の内容（現行規制が目的としている安全性等の確保を、現行規制とは異なる方法により担保するための措置等の提案を含むものとする。）を要約的に記載。
⑵　新たな規制の特例措置を整備することにより実施が可能となる事業活動の内容を要約的に記載。
⑶　現行規制の範囲において、既に事業の一部を実施している場合はその内容を記載。

様式第二（第５条関係）

新たな規制の特例措置を講ずることとする旨の通知書

年　月　日

殿

大臣　名

年　　月　　日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり整備することとしましたので、通知します。

㊟　「大臣　名」は、第５条第３項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第６項の規定による場合には、主務大臣及び関係行政機関の長の連名とする。

記

１．講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
２．新たな規制の特例措置の整備の見通し
３．その他

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第三（第５条関係）

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

１．講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
２．新たな規制の特例措置の整備の見通し
３．その他

（記載要領）

「１．講ずることとする新たな規制の特例措置の内容」中、新たな規制の特例措置の整備の求めを行った者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第四（第５条関係）

新たな規制の特例措置を講じないこととする旨の通知書

年　月　日

殿

大臣　名

年　　月　　日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり講じないこととすると判断しましたので、通知します。

記

１．特例措置を講じないこととすると判断する理由
２．規制の特例措置の整備によらず、新事業活動の一部若しくは全部の実施が可能である場合にはその範囲若しくは実施が可能となるための方策又は規制の緩和若しくは撤廃の見通しがある場合はその内容

（備考）

１．法第６条第４項の規定により主務大臣が通知を行う場合であって、同条第１項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置が他の関係行政機関の長の所管する法令等に係るものである場合には、「１．特例措置を講じない」とあるのは「１．特例措置の整備を要請しない」とする。
２．「大臣　名」は、第５条第４項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第８項の規定による場合には主務大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
３．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

「２.」には、整備を求められた新たな規制の特例措置の内容の改善点、現行規制下において対応が可能な事業の実施内容若しくはそのための方策、又は規制の特例措置の整備によらず規制の緩和若しくは撤廃が行われる見通し等を具体的に記載するよう努めること。